

第3回検討会のご意見を踏まえた基本方針案（パブリックコメント以前のもの）の修正概要について

<全体>

- 市町村に計画を作りたいと思ってもらえるような前向きな表現に修正。
- 基本方針では、ポイントを絞って伝える。計画作成に関する詳細な記述については、「地域連携保全活動計画作成の手引き（仮）」で対応。
- これまで、市町村（都道府県）が行ってきた取組を尊重した上で、そのような取組を一層促進するというスタンスとする。

<前文>

- 地域連携保全活動を促進することのメリット（地域づくり・地域の活性化と生物多様性保全の双方に役立つこと、促進の意義）を示す。

<第1章>

- 「地域連携保全活動」の対象は広く、結果として生物多様性が保全されるものも含まれることを明記
- 地域連携保全活動の意義を分かりやすく示し、人々とふるさとの自然の結びつき、生態系サービスを追加。
- 地域連携保全活動の促進の部分で「科学的な知見」や「順応的な対応」を有効性の観点から前向きな表現に修正。

<第2章>

- 行政の役割と施策の記述を一本化。
- 各主体の役割の記述において、市町村を冒頭に移動。
- 多様な主体の区分は農林漁業者、NPO・NGO等、地域住民、企業等の事業者、教育・研究機関、専門家に再整理。

<第3章>

- 他の箇所と重複した文章を整理
- 科学的な知見、順応的な管理、公正性・透明性、モニタリングなどの活動を進める上でのハードルとも捉えられがちな表現は、計画の内容がイメージしやすい具体的な表現に変えて有効性の観点から前向きな表現に修正。

<第4章>

- 社会資本整備に含まれている自然環境の保全等の視点に関する記述を充実。

<第5章>

- 法の条文を引用している箇所を省略し、重複した記述を整理。

地域連携保全活動の促進に関する基本方針（案）

前文..... 1

第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

- 1 地域の生物多様性と「地域連携保全活動」..... 2
 - (1) 地域の暮らし・文化と生物多様性..... 2
 - (2) 「地域連携保全活動」とは..... 2
- 2 地域連携保全活動の促進の意義..... 3
 - (1) 生物多様性^の保全の推進と豊かな暮らしの源泉..... 3
 - (2) 地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり..... 3
 - (3) 豊かな感性^{かん}の涵養と健康で文化的な生活..... 3
- 3 地域連携保全活動の促進の方向..... 4
 - (1) 多様な主体の参加・連携の推進..... 4
 - (2) 地域の特性に応じた活動..... 4
 - (3) 目標に向けた成果の共有と柔軟な実施..... 4
 - (4) 科学的な視点に立った活動の推進..... 5
 - (5) 経済的な価値を生み出す工夫..... 5

第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 地方公共団体の役割と施策..... 6
 - (1) 市町村..... 6
 - (2) 都道府県..... 7
- 2 国の役割と施策..... 7
- 3 多様な主体に期待される役割..... 7
 - (1) 農林漁業者..... 8
 - (2) NPO・NGO等..... 8
 - (3) 地域住民..... 8
 - (4) 企業等の事業者..... 98
 - (5) 教育・研究機関、専門家等..... 9

第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

1	市町村による活動計画の作成に当たっての基本的な考え方.....	10
	(1) 作成過程への多様な主体の参加の促進.....	10
	(2) NPO等による提案の取入れ.....	10
	(3) 地域の自然的・社会的条件の反映.....	11
	(4) 各種計画等との調和、関係者との調整.....	11
	(5) 活動計画の評価と柔軟な見直し.....	11
2	地域連携保全活動計画の内容.....	11
	(1) 区域.....	12
	(2) 目標.....	12
	(3) 活動の内容.....	12
	(4) 国又は都道府県との連携に関する事項.....	12
	(5) 計画期間.....	13
3	特例措置に係る手続及び他法令・計画等との調整等.....	13
	(1) 自然公園法等の各法律の特例措置に係る協議.....	13
	(2) 市町村森林整備計画との適合.....	13
	(3) 特例措置の対象とならない法令の規制等及び特例措置に係る違反の取 扱い.....	13

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進 に際し配慮すべき事項

1	農林漁業に係る生産活動との調和.....	15
	(1) 農林漁業と生物多様性.....	15
	(2) 地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項.....	15
	(3) 地域連携保全活動と農林漁業の一体的な促進.....	15
2	社会資本整備との調和.....	16

第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

1	地域連携保全活動協議会.....	17
	(1) 協議会の組織化・構成員.....	17
	(2) 協議会の運営等.....	17
2	地域連携保全活動支援センター.....	17

前文

我が国には、多種多様な生物と変化に富んだ自然があり、多様な生物が生息・生育しています。そして、人々の暮らしの営みを通じて形づくられた特有の文化があります。これらの自然や文化は、それぞれの地域の特性において長い年月をかけて育まれてきたものです。

これが、我が国の豊かな生物多様性の根源であり、また、この豊かな生物多様性から得られる多くの恵みに支えられて、私たちの暮らしが成り立っています。

現在、日本各地では、地域の活力を取戻したいという思いが高まりつつあります。地域を活性化するためには、地域の自然や歴史、生活文化といった地域固有の財産をうまく紡ぎ、活かすとともに、次世代に継承していくことが極めて重要であり、生物多様性とはまさにその地域固有の財産の一部です。

しかしながら、近年、開発等の人間活動による生物種の減少や生態系の破壊、社会構造の変化に伴う里地里山等に対する人間の働きかけの縮小、人為的に持ち込まれた外来種による生態系のかく乱等が進行しており、本来豊かであるはずの生物多様性が失われつつあります。

今日、既に様々な立場の関係者が主体となり、それぞれの地域の自然や文化等の特性を活かして、地域の活性化と生物多様性の保全に役立つ活動が数多く行われています。こうした「地域の活性化」と「生物多様性の保全」双方に役立つ取組に、より一層の広がりを持たせることが必要です。

生物多様性の保全に役立つ活動に様々な主体が参加して取り組むことで、人と人、人と自然のつながり、地域への誇りと愛着、そして、地域の活力が生み出されます。こうした地域連携保全活動が、少子高齢化や過疎化等それぞれの地域が抱える課題を乗り越える契機となっていくことが期待されます。

また、それぞれの地域において自然と対立するのではなく、自然に順応した形で培ってきた知恵を暮らしに活かすことは、災害に対処し暮らしの安全を図ることにもつながります。

このたび、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号。以下「法」という。）が制定されました。

この基本方針は、法第 3 条に基づいた地域連携保全活動の促進の意義や地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項等を定めたものです。

本基本方針に基づき、全国各地において、地域連携保全活動が促進され、全国各地

でのちにぎわう豊かな地域づくりが進められていくことを期待します。

第1章 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

1 地域の生物多様性と「地域連携保全活動」

(1) 地域の暮らし・文化と生物多様性

我が国は、森林や里地里山、都市内の緑地、河川、湿原、干潟、サンゴ礁等、様々なタイプの自然があり、固有種を含め多くの生物が生息・生育しています。

この豊かな生物多様性は、南北に長い国土や複雑な地形、季節風の影響による四季の移ろい、複数の寒暖流による恵み豊かな海と、その上に積み重ねられてきた農林漁業等の生産活動や生活文化等人々の長い年月にわたる暮らしの営みによって形づくられてきたものです。

そして、生物多様性は、地域固有の財産として、地域色豊かな食、工芸、祭り等を育み、それぞれの地域における独自の文化の多様性を支え、暮らしの基礎になっています。

しかし、近年、全国各地において、これまでそれぞれの地域の多様な自然的・社会的条件を基盤として育まれてきた豊かな生物多様性の損失が深刻化しています。

例えば、開発等の人間活動によるコウノトリやメダカ、ササユリ等のかつて身近に見られた動植物の減少、人為的に持ち込まれたアライグマやアメリカザリガニ等の外来種による生態系のかく乱、里地里山等に対する人間の働きかけの縮小によるギフチョウやハナシノブ等の特徴的な種の減少、シカやイノシシ等の増加による生態系や農林業に係る被害等が生じています。そして、このような生物多様性の損失は、地域特有の食や伝統行事等の文化の衰退も招いています。

加えて、地球温暖化の進行により生物多様性に対する深刻な影響が生じることも危惧されています。

(2) 「地域連携保全活動」とは

地域の自然や文化等の自然的・社会的条件を活かして、地域の多様な主体が有機的に連携して行う、「地域連携保全活動」は、生物多様性の保全を重視した農林漁業や緑地の保全・創出、生態系や希少な野生動植物の保護、生態系や農林水産業に被害を及ぼす外来種の防除、生態系に関する調査、自然とのふれあい、環境教育等の活動が挙げられ、農林漁業や自然とのふれあいの場の創出の一環として生物多様性の保全に役立つ活動も広く含まれます。

現在、既に、地方公共団体並びに農林漁業者、特定非営利活動法人をはじめとした等の民間の団体、地域住民、企業等の事業者並びに教育・研究機関及び専門家等（以下「地域の多様な主体」という。）によって、全国各地において生物多様

性^の保全に役立つ活動が行われています。

例えば、希少な野生動植物の生息・生育環境を改善するための活動、雑木林の下草刈りや竹林の管理等の里地里山保全活動、ふゆみずたんぼ等の生態系に配慮した農業生産に関する活動、都市における緑地の保全・創出活動、河川やため池における生物の生息・生育環境の健全化^{や外来種対策}、海の生物を育む藻場や干潟、サンゴ礁の保全活動、市民参加型の身近な生きもの調査、地域資源を活用したエコツーリズム、環境教育・学習等が行われています。これらも「地域連携保全活動」に含まれると考えられます。

2 地域連携保全活動の促進の意義

地域連携保全活動の意義は、以下に掲げるような多くの観点から、私たちの暮らしを豊かにし、地域の活力を生み出していくことにあります。

(1) 生物多様性^の保全の推進と豊かな暮らしの源泉

私たちの生活は、豊かな生物多様性に支えられ、地域固有の文化の継承、気候の安定や災害の軽減、観光や特産品等の経済活動等、地域の生態系から多くの恵み（生態系サービス）を受けて成り立っています。

全国各地で地域の特性に応じた地域連携保全活動が行われることによって、地域レベルの生物多様性の保全、ひいては我が国全体の生物多様性の保全の一層の推進につながり、豊かな暮らしの源泉となります。

(2) 地域の個性の再認識と魅力的で活力ある地域づくり

地域連携保全活動は、地域が個性的で魅力ある地域づくりを進める上で有効なものです。

活動が地域に根ざすことによって、地域の子どもから高齢者までが協働し、地域の個性を再認識する機会が得られるとともに、地域コミュニティの再構築にもつながります。人と人、そして人と自然がつながり、地域への誇りや愛着の感情を呼び起こすことで、生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景や豊かで伝統的な地域文化が引き継がれ、地域の活力も生まれます。

さらに、バイオマス等の地域資源を活用した新たな産業の創出、都市住民や企業等の事業者との連携を通じた都市と農村との交流の促進、小・中学生による生きもの調査を通じた環境教育等、新しい地域づくりの取組につながっていくことが期待できます。

(3) 豊かな感性^{かん}の涵養と健康で文化的な生活

活動に参加する一人一人にとっても、自然の中での活動や様々な関係者とのふれあい等を通じて、精神の安定や健康の増進が図られるとともに、豊かな感性が育まれる等、健康で文化的な生活の一助となることが期待できます。

3 地域連携保全活動の促進の方向

地域連携保全活動は、次に掲げる基本的な方向を踏まえることで、地域の生物多様性の保全が推進されるとともに、地域資源を活かした地域の活性化が促進されます。

(1) 多様な主体の参加・連携の推進

地域連携保全活動の初期の検討段階から、その実施、実施後の評価と活動の見直しに至るまで、できるだけ地域の多様な主体が参加・連携する機会を持つことが大切です。多様な主体の参加を促すとともに、各主体が有機的に連携できる体制や仕組みを整えることで、活動をより有効なものにし、活動から得られる効果を高めることができます。

(2) 地域の特性に応じた活動

地域の生物多様性は、それぞれの地域の自然的・社会的条件を背景として長い年月をかけて形づくられてきたものであり、一つとして同じものはありません。

そのため、地域の生物多様性が形づくられてきた背景を尊重するという視点に立ちつつ、その地域の自然環境や野生生物の分布状況、歴史や文化、人と自然との関わり等を踏まえて、地域連携保全活動を行うことが重要です。

特に、教育・研究機関、専門家、その地域に長年住む農林漁業者や住民等地域の自然や生活文化に関する知識や経験を有する者との連携を図り、協力や助言を得られる体制を整えるとともに、地域で引き継がれている知識や経験に関する情報を蓄積して活かすことが効果的です。

また、地域で培われてきた知識や技術を生かし、創意工夫を重ねながら行われている既存の活動を発展させる視点も重要です。

(3) 目標に向けた成果の共有と柔軟な実施

目標を明確にし、それに向けた進み具合を参加者の間で共有することは、参加意識や向上心を高めることにつながります。

協働の作業を通じて、地域の自然や文化への理解を深め、さらに、活動によって得られた新たな知恵等を活かして目標や計画を見直す作業を重ねることは、それ自体が地域づくりの過程に他なりません。

また、活動の成果を確かめるための調査は、対象となる生物の存在や価値を実感し、活動の達成感を共有できる貴重な機会となります。同じ場所を長期間にわたり観察し続けることは、生態系が複雑で絶えず変化し続けていることの理解につながります。このような理解に基づき、活動の柔軟な実施を心がけることが大切です。

(4) 科学的な視点に立った活動の推進

科学的な知見に基づく適切な方法で実施することも重要です。

地域で行われている取組の中には、本来その地域に生息・生育しない動植物を放ったり植えたりしてしまい、地域の生物多様性の保全に支障を及ぼすような行為を気付かずに行っている事例等もあり、専門家等のアドバイスを受けることで、取組を効果的に推進することができます。

このため、教育・研究機関や専門家等との連携を図り、地域の自然に関する情報の収集・整理、活動の実施方法の検討等に関して、協力や助言を得られる体制を整えることが重要です。

(5) 経済的な価値を生み出す工夫

地域連携保全活動を持続的なものとするため、経済的な価値が生まれるような工夫も重要です。

全国各地において、生態系に配慮した農法で生産した「生きものブランド米」の販売や地域の自然資源を利用したエコツーリズムによる観光の推進、バイオマスの利活用による新たな地域産業の育成・創出等が地域経済と結びつき、地域の活性化につながっているという例が多く見られます。

このような視点は、地域連携保全活動を持続的に行う推進力となることに加え、地域で新たな活動を始める契機にもなります。

第2章 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

生物多様性の保全は、地域における固有の自然を対象とした活動によって支えられています。

このため、地方公共団体には、地域の自然的・社会的条件に応じたきめ細かな生物多様性^の保全の取組を進める役割が期待されています。

地域連携保全活動の促進に当たっては、都道府県、市町村がそれぞれの立場や地域の特性に応じて、地域連携保全活動計画（以下「活動計画」という。）の作成や地域連携保全活動協議会（以下「協議会」という。）の組織化、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者（以下「支援センター」という。）の設置、地域連携保全活動に関する情報提供や助言等の必要な援助を行うこと等が期待されます。

既に、多くの地方公共団体では、生物多様性の保全を推進するための条例や里地里山を保全するための協定制度を設けた条例等、それぞれに工夫を凝らした仕組みづくりが進められています。また、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）においては、地域で生物多様性に関する取組を推進するための総合的な指針である「生物多様性地域戦略」の策定に努めることとされています。今後更さらにこれらの取組を広げていくとともに、こうした取組と法に基づく取組が融合することにより、より強固な体制が整えられ、生物多様性の保全に関する活動の広がりが期待されます。

そして、地域の多様な主体と国民一人一人には、各地で行われる地域連携保全活動に参加することを通じて、自ら生物多様性の保全と地域の活性化を図っていくことが期待され、それぞれが積極的に、かつ有機的に連携して、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。その他、例えば、都市住民による、農山漁村等における地域連携保全活動への参加や、生物多様性の保全に配慮した商品の購入等を通じて居住地域以外における活動に貢献することも期待されます。

1 地方公共団体の役割と施策

(1) 市町村

市町村は、地域の財産となる生物多様性や生活文化を保全し、それを地域の資源として活かしながら、地域の活力を生み出していく、地域連携保全活動を促進する中心かつ積極的な役割を担います。

地域連携保全活動では、活動の実行計画となる活動計画を作成する役割を担っています。そして、活動を円滑に効果的に進めていくコーディネーターとして、地域の様々な関係者との連携・調整を図るとともに、調整や合意形成を図る場としての協議会を組織することや、助言や必要な支援を受けるため、必要に応じて国や都道府県との連携を図ることも期待されます。

(2) 都道府県

都道府県は、各地域における地域連携保全活動の円滑な実施を促進するため、市町村や特定非営利活動法人等、地域の多様な主体に対する地域連携保全活動に関する情報提供や技術的な助言等の必要な援助を行う等の役割を担います。都道府県が主体的に行ってきた取組や成果を活かし、市町村が行う地域連携保全活動と積極的に連携することが望まれます。

特に、支援センターの設置に関しては、広域的な視点で地域の生物多様性の保全のための行政を担う都道府県による積極的な取組が期待されます。

また、複数の市町村が連携して活動を行おうとする場合や、さらに都道府県境をまたがるような場合には、協議会への参加等を通じて、市町村間の調整を図る等の役割も期待されます。

2 国の役割と施策

国は、生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性国家戦略」を策定するとともに、生物多様性に関連する各種制度を動員して検討を行う等、全国的な視点から生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を進めます。

地域連携保全活動の促進に当たっては、国民や地方公共団体、企業等の事業者において高まってきた生物多様性^の保全に対する意欲を実際の活動の形に変え、各地に芽生え始めている活動の芽を伸ばし、既存の活動が更さらに発展して地域の活性化につながられるように支援する役割を担います。

具体的には、地域連携保全活動を支援するため各種予算措置、活動を行うための実施計画となる活動計画の作成に係る手引書の整備、各地域における地域連携保全活動に関する情報提供、活動地域相互のネットワーク形成の支援、活動の実施に当たっての技術的な助言等を行います。

また、地域連携保全活動の円滑な実施の促進の観点から、地方公共団体及び支援センターと、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力するよう努めます。

また、引き続き、生物多様性に対する理解を社会に浸透させるための普及啓発や環境教育等に取り組みます。

3 多様な主体に期待される役割

地域の多様な主体には、組織として活動計画の作成に参加し、活動を主体的に実行するとともに、個人として保全する地域の自然や生活文化について考え、経験や知識を基にしたアイデアを出し合い、活動に参加する等、市町村とともに地域連携保全活動を実施する役割が考えられます。

また、それぞれの主体には、その特性に応じた下記のような役割が期待されま

す。

(1) 農林漁業者

森林や里地里山・田園地域、沿岸・海洋域においては、地域連携保全活動と農林漁業は密接な関係にあります。農林漁業者は、地域固有の風土に合わせた生業を通じて地域の自然に関する深い経験と知識を有し、農林漁業を通じて生物多様性を保全しているだけでなく、農林漁業と結びついた伝統行事や生活文化を伝承しています。

農林漁業者には、これらの豊富な知識を活かし、活動の場において技術等の協力や指導を行う役割や、土地の所有者や管理者として実施面の主体的役割等を担うことが期待されます。

農林漁業者が積極的に関わることによって、活動が地域の特性に応じたものとなり、地域住民をはじめとする多様な主体の参加や協力を得ることにつながります。

(2) NPO・NGO等

特定非営利活動法人をはじめとした等の民間の団体（以下「NPO・NGO等」という。）は、行政だけではきめ細かく対応することのできないような、地域に密着した生物多様性の保全に関する活動を支えています。

これまでの活動経験や地域の自然に関する知識を活かして、活動計画の案の提案や協議会への参加等を通じて、活動計画の作成段階から実施、成果を確かめるための調査に至るまで積極的に関わることや、活動の実施面における中心的な役割を担うことが期待されます。

また、活動を円滑に進めるために、市町村とともに様々な主体間の連携・調整を図る役割も期待されます。

(3) 地域住民

町内会、学校等の組織が地域連携保全活動に積極的に参加・協力することによって、土地所有者をはじめとする地域の関係者との調整や活動の担い手の育成等が図られ、活動を持続的・安定的なものとする効果が期待できます。

特に、地域の人材を活かす機会が提供され地域に根ざした活動が促進されると、地域コミュニティの再構築や、地域の個性の再認識と郷土への愛情の育成等、様々な効果が生まれます。

地域住民一人一人には、地域連携保全活動の作業や調査に参加する他、生活者としての発想から活動展開のアイディアを提案したり、暮らしの知恵や地域の伝統等を活動に活かしたりする役割を担うことが期待されます。

(4) 企業等の事業者

企業等の事業者の生物多様性に関する関心は高まりつつあり、現在、生物多様性の保全に関する活動への参加や事業活動を行う際の生物多様性への配慮等、様々な形で生物多様性に関する取組が進められています。

地域連携保全活動の促進に関しては、市町村やNPO・NGO等との連携を図り、活動計画の作成段階から実施に至るまで積極的な取組が期待されます。

社員等による作業への参加、活動に対する各種支援、専門的な技術の提供や指導、経済的な価値が生まれるようなアイデアの提供、所有する土地における主体的な活動の実施等の役割を担うことも期待されます。

(5) 教育・研究機関、専門家等

大学や博物館等の教育・研究機関、専門家等には、科学的な知見に基づき地域連携保全活動を実施する役割をはじめ、その専門的な知識を活かした役割を担うことが期待されます。

具体的には、地域の自然的・社会的条件に関する情報の収集・整理、活動計画や活動の実施に関する助言や指導、活動への参加を希望するNPO・NGO等や企業等の事業者に対する助言や連携のあっせん、科学的知見に基づく活動の重要性に関する普及啓発、活動を通じた環境教育・学習等の役割を担うことが期待されます。

第3章 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

1 市町村による活動計画の作成に当たっての基本的な考え方

市町村が作成する活動計画は、地域連携保全活動の区域や目標、実施主体、実施場所、実施時期、実施方法等を具体的に定めるもので、活動区域において生物多様性の保全を進めるための実行計画となるものです。

先に示した地域連携保全活動の方向性を踏まえて、次に掲げる基本的な考え方を取り入れながら活動計画を作成します。活動計画の作成過程は、地域の固有の自然と伝統的な文化の価値を認識し、地域づくりにつなげていく過程でもあります。

活動計画は、実施の結果として出てくる課題や発展していく内容等を踏まえて、より良いものに見直していく視点で作成することが重要です。

(1) 作成過程への多様な主体の参加の促進

活動計画の作成に当たっては、地域の多様な主体の参加を促し、各主体が有機的な連携を図ることで、各主体がそれぞれの役割を十分に果たせるようになり、活動計画の実効性と活動の効果を高めることができます。

市町村が組織することができる協議会においては、活動計画の作成や実施に係る協議、地域の様々な関係者間の合意形成等が図られることとなり、協議会の設置は、地域連携保全活動の円滑かつ効率的な実施のために有効なものとなります。

活動計画の作成に当たって、当該計画の案の内容について地域の様々な関係者から意見を求めたり、協議会を公開したりすることで、多様な主体の参加・連携が促進されます。そして、作成した活動計画を公表し、広く知らせることで、活動に対する理解を高め、新たな主体の参加や支援を生むことにつながります。

また、地域連携保全活動には、農林水産行政や都市行政、環境保全行政等多くの行政分野に関わります。市町村のそれぞれの部署が関わることで、それぞれが持つ得意分野が生かされ、活動の幅が広がり、地域づくりへと発展させていく上で有効になります。

(2) NPO等による提案の取入れ

地域連携保全活動を行おうとするNPO等は、活動の内容を含む活動計画案の作成について市町村に提案することができます。この仕組みは、民間発意による生物多様性の保全の取組の促進やNPO等と市町村による連携した計画作成の観点から、極めて重要なものとなります。

市町村に対する提案は、提案の実現性を確保する観点から、可能な限り具体的な内容とし、活動計画の目標や区域の案等も含めたものにすることが大切です。

活動計画案の作成に関する提案を受けた市町村は、地域の自然的・社会的条件を踏まえ、この提案に係る活動計画の作成の必要性について十分な検討を行い、活動計画を作成する必要があると判断した際には、提案者との連携を図りつつ当

該計画の作成を進めることが重要です。一方、当該計画を作成する必要がないと判断した際には、その理由等について、提案者に十分な説明を行うように努めます。

なお、提案者と市町村は、地域連携保全活動の促進のため、活動計画の作成に関して相互に協力する意識を持つことが大切です。

(3) 地域の自然的・社会的条件の反映

活動計画の作成に当たっては、地域の特性に応じた適切な方法によって生物多様性を保全する観点から、事前に地域の自然的・社会的条件に関する情報収集や調査等を行うことが重要です。

情報収集や調査を行うことは、活動に参加する各主体にとって地域の特性を理解する上でも大切な過程です。

情報収集や調査に当たっては、地域の教育機関、その土地に根ざした暮らしを長年続けている地域住民や農林漁業者等地域の自然に関する知識や経験を有する地域の人材を**活用**かして行う方法が効率的です。

その結果を踏まえ、協議会において教育・研究機関や専門家から助言を得ると**更**さらに有効です。

(4) 各種計画等との調和・関係者との調整

活動計画の作成に当たっては、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略や農林漁業、社会資本整備及び土地利用等に係る関係法令に基づく各種計画等との調和を図ることが求められます。なお、活動計画と関連する各種計画等の変更があった場合は、これらの計画等との適合性等について点検し、必要に応じて、活動計画の変更を行うことが重要です。

また、地域連携保全活動の円滑かつ確実な実施の観点から、活動実施場所の土地所有者や占有者、公共施設や水域の管理者等の同意を得る等、関係者との十分な調整が必要です。

(5) 活動計画の評価と柔軟な見直し

市町村は、地域連携保全活動の実施主体が、活動の実施状況や成果等を把握するために行う調査の報告等を整理し、その結果を踏まえ、活動計画を点検・評価し、必要に応じて計画の目標や活動内容を見直すことが大切です。これらの作業を行うことで、活動継続への意識が高まり、活動の効果的な実施につながります。

調査においては、各地域で実施可能な簡単な方法を採用すると、多様な主体の参加を図りながら継続的に活動を実施することができます。

2 地域連携保全活動計画の内容

活動計画には、以下の事項を基本とし、その他地域連携保全活動の促進のために

必要な事項を記載します。

(1) 区域

活動計画の区域は、必ずしも市町村の区域全体を対象とする必要はなく、活動の特性と目的に応じた適切な範囲を設定することが大切です。また、地域連携保全活動を促進すべき区域として、流域や山系、海域等それぞれの地域間における生態系のつながり等を踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた適切な範囲を設定することが望まれます。

このため、必要があるときは、複数の市町村にまたがる区域を設定し、それらの市町村が共同して活動計画を作成することができます。

(2) 目標

活動計画の目標は、地域の多様な主体が一丸となり、目標の達成に向けてそれぞれの役割を十分に果たすことができ、かつ目標の達成状況について容易に確認することができるよう、具体的で分かりやすい内容とします。

また、地域連携保全活動の一層の促進を図るためには、目標に地域の活性化に関する観点を加えることや目標の達成状況を把握するための指標を設定する等、関係者の意識の高揚が図られるような工夫をすることも有効です。

(3) 活動の内容

それぞれの主体が活動計画の目標を達成するために行う活動の内容を記載します。その際には、作成する活動計画が実行的かつ効果的なものとなり、各主体が活動しやすい計画となるよう、実施主体や実施場所、実施時期、実施方法等を可能な限り具体的に記載します。また、実施主体がそれぞれ行う、活動の実施状況や成果を把握するための調査の実施方法等についても、併せて記載します。

NPO等が行う地域連携保全活動を活動計画に記載しようとする際には、あらかじめ、当該NPO等の同意を得ることが必要です。

自然公園法(昭和32年法律第161号)等の各法律の特例措置の対象となる活動を記載する際には、その他の事項として、活動実施場所の自然環境の状況等、各法律に基づく許可や届出等の手続に準じた内容を記載することが必要です。なお、この特例措置は、各法律の法目的に沿った地域連携保全活動の円滑な実施を図るためのものであるため、特例措置の対象となる各法律の許可や届出等を必要とする活動を含む活動計画を作成する際には、各法律の趣旨や目的を踏まえ、適切な内容とすることが必要です。

(4) 国又は都道府県との連携に関する事項

活動計画の目標の達成に向けて、活動計画に基づく地域連携保全活動と併せて行われることが望ましい国又は都道府県の取組等がある場合には、国又は都道府

県と調整し、これらの取組等との連携の方法等について活動計画に記載することで、活動計画の実効性を高めることが有効です。

(5) 計画期間

計画期間は、活動計画の目標を達成するために必要な期間として、活動計画の目標の設定状況や地域連携保全活動の内容等を踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた適切な期間を設定します。

3 特例措置に係る手続及び他法令・計画等との調整等

(1) 自然公園法等の各法律の特例措置に係る協議

地域連携保全活動の円滑な実施を図るため、活動計画に基づく活動については、自然公園法、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）及び都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の許可や届出等の一部を不要とする特例措置が設けられています。

そのため、市町村は、特例措置の対象となる各法律の許可や届出等を必要とする活動を含む計画を作成する際には、許可等の権限を有する環境大臣又は都道府県知事に協議等を行うことが必要です。この手続を行うことにより、活動計画に含まれる許可を要する行為が一括して処理されることが可能になります。

環境大臣又は都道府県知事は、当該協議があった場合には、各法律の法益の観点から、各種法令等^等などで定められている許可基準等^等に則して、当該協議に係る地域連携保全活動の妥当性や当該活動に係る行為による支障の有無等^等を判断することになります。

(2) 市町村森林整備計画との適合

市町村は、地域連携保全活動の内容に森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の区域における立木の伐採等森林の施業に係る事項が含まれる場合は、活動計画に、森林法第 10 条の 8 で定める森林の所在場所、伐採面積、伐採方法等を記載するとともに、活動内容を市町村森林整備計画に適合させる必要があります。

活動計画と市町村森林整備計画との適合性を確保することにより、実施主体が活動計画に従って行う立木の伐採等の行為については、森林法第 10 条の 8 に基づく「立木の伐採及び伐採後の造林の届出」が不要となります。

(3) 特例措置の対象とならない規制等及び特例措置に係る違反の取扱い

活動計画に基づく地域連携保全活動に、特例措置の対象となっていない法令の規制行為等が含まれる場合は、当該行為をしようとする者^のが、法令の規定に基

づくき個別の許可申請等が必要です。

また、特例措置の対象となる行為を行う地域連携保全活動について、環境大臣又は都道府県知事に活動計画の協議等を行った場合や、活動計画を市町村森林整備計画に適合させた場合であっても、活動計画に記載した実施場所及び実施方法と異なる行為を行った際には、自然公園法、都市緑地法、森林法等の個別の法律に基づく処分の対象となる可能性があることに注意が必要です。

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

1 農林漁業に係る生産活動との調和

(1) 農林漁業と生物多様性

農林漁業は、地域の豊かな生物多様性を基盤として、生態系やそれを構成する様々な生物からの恵みを受けながら生産活動が行われています。

里山林等の森林や草原、水田、水路、ため池、藻場、干潟等の適切な維持・管理等を通じて、その地域特有の野生動植物の生息・生育環境が形成される等、持続的な農林漁業の営みによって、地域の豊かな生物多様性が育まれています。

このように、農林漁業と生物多様性は、相互に密接に関わるとともに、恩恵を享受しあいながら成り立っています。

(2) 地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

(1) に示した農林漁業と生物多様性の関係を踏まえると、生物多様性とのつながりの中で持続的な農林漁業が営まれている里地里山・田園地域や沿岸域等では、より多くの地域連携保全活動が行われることが想定されます。また、各地の里地里山・田園地域等では、近年のシカやイノシシ、アライグマ等の鳥獣による農林業被害を受け、鳥獣被害の防止のための取組が進められています。このような地域においては、その地域における農林漁業や鳥獣被害防止に係る政策を踏まえるとともに、農林漁業者をはじめとする関係者や隣接地域との調整を図ることで、より一層効果的に地域連携保全活動を実施することができます。

このため、活動計画の作成及び当該計画に基づく地域連携保全活動の実施に当たっては、市町村森林整備計画や農業振興地域整備計画等の農林漁業に係る行政計画及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画等との調和を図るとともに、協議会等において、農林漁業者等を交えながら当該活動の実施方法等に関する協議や調整を行うことで、地域の農林漁業に配慮しつつ、生物多様性の保全を推進することが期待できます。

(3) 地域連携保全活動と農林漁業の一体的な促進

現在、全国各地において、農林漁業者と地域の様々な関係者とが連携して、鳥類の生息環境の提供や採餌環境を整えるためのふゆみずたんぼ、カエルやホタル等の生息環境に配慮したあぜや用水路づくり、生物多様性の保全を含む森林の多面的機能の発揮のための間伐や下草刈り、魚介類の生息・産卵環境に配慮した藻場や干潟の保全等、生物多様性の保全を重視した持続的な農林漁業が営まれています。このような持続的な農林漁業は、里地里山や田園地域、沿岸等における生

物多様性の保全に大きく貢献しています。

また、生物多様性の保全を重視した農林漁業を進めることによって、生きものブランド米等の付加価値の高い米の生産やバイオマスの利活用による新たな地域産業の創出等、地域の特性を活かした農林漁業の振興や地域の活性化といった効果も期待されます。

地域の生物多様性の保全や農林漁業の振興、地域の活性化等を推進する上で、地域連携保全活動と生物多様性の保全を重視した農林漁業とが一体的に促進されることが重要です。

2 社会資本整備との調和

都市化や開発等がもたらした負の影響の一つとして、生物の生息・生育空間の縮小、消失、分断等の進行が挙げられます。しかし近年では、自然再生推進法（平成14年法律第148号）の制定や、河川法（昭和39年法律第167号）の目的に環境の保全が位置付けられる等、など法令の整備が進められるとともに、多自然川づくりや干潟の保全、都市公園における樹林地や水辺を含む多様な自然的環境の保全・再生等、や河川、海岸等の整備・管理に際して、樹林地や水辺を含む多様な自然空間の創出、多自然川づくりや干潟の保全といった生物の生息・生育空間の確保やに配慮した整備が見られます。また、地域住民や来訪利用者のにとって自然とのふれあいの場の創出に配慮している取組も行われる等など、社会資本整備に当たっても自然環境の保全・再生・創出の視点取組が重視されて進められているところです。

社会資本整備によって保全・再生・創出される環境においてもこのような中で、地域在来の植物を活用した緑化や外来種駆除、希少な野生動植物の保護やモニタリング等の取組がについて、地域住民や来訪者の多様な主体との協働のもとで行われることだが、より良い質の高い整備・管理へとつながります。また、公共施設や水域の管理者等が整備・管理に当たって様々な情報を提供するとともに地域連携保全活動を行おうとする者との間で相互に連携・調整を図ることで、活動がより実行性のあるものとなり、効果も高まります。同時に、なお、このように保全・再生・創出された環境は、観光やレクリエーションの資源として地域の活性化に寄与することも期待できます。

こうした地域連携保全活動については、公共施設や水域の管理者等との連携・調整を図ることで、より実行性のあるものとなり、活動の効果も高まります。

第5章 その他地域連携保全活動の促進に関する重要事項

1 地域連携保全活動協議会

(1) 協議会の組織化・構成員

協議会は、活動計画を作成しようとする市町村やNPO等に加え、地域の多様な主体、支援センター、関係行政機関等^{など}であって市町村が必要と認めた者等^{など}、地域の様々な関係者の参加を得て構成されることにより、活動計画の作成や実施に係る協議、地域の様々な関係者間の合意形成等を図る場として活用でき、当該活動の円滑かつ効率的な実施の上で極めて有効なものとなります。

市町村は、協議会を組織しようとする際には、その旨を広く公表することで、地域連携保全活動を行おうとする者の確実な参加を図ることができます。

特に、教育・研究機関、専門家、活動実施場所の土地所有者や占有者、公共施設や水域の管理者、関係行政機関等の参加を求めることは、科学的な知見に基づく地域連携保全活動の実施及び活動の円滑な実施につながります。

(2) 協議会の運営等

協議会は、組織の構成や会議の開催方法等必要な事項を規約等に定めた上、地域連携保全活動の実施状況の変化等に応じて、柔軟に対応できる運営方法を定めておくといった視点が大切です。また、協議会の公正性・透明性を確保するため、希少な野生動植物の保護や個人情報等の保護等の観点から問題のある場合を除き、会議や用いる資料を公開することが望まれます。

協議会の構成員は、地域連携保全活動の目標に向かって建設的かつ効率的な協議を行う場であることを認識し、協議会における協議の結果を尊重するよう相互に協力することが大切です。

2 地域連携保全活動支援センター

地方公共団体が単独で又は共同して設置することができる支援センターは、関係者間における連携や協力のあっせん、必要な情報の提供や助言を行う拠点です。

地域連携保全活動を行おうとするNPO等、地域連携保全活動が行われることを希望する土地所有者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする企業等の事業者の関係者間の連携・協力を図るため、それぞれの意向を把握し、それらを踏まえて関係者間を結びつける役割を担うことが期待されます。

また、地域の自然や行おうとする活動に関する知識や経験を有する専門家等を紹介できるような仕組みづくり^{の他、地域に根ざした活動を担う人材の育成}も期待されます。

なお、支援センターとしての機能を担う体制は、関係者間の連携・協力のあっせんを行っているNPO等との連携や、地方公共団体の既存組織の活用等を行うことでも確保することが可能です。

地域連携保全活動の促進に関する基本方針（案）に対する 意見の募集（パブリックコメント）の実施結果概要

1. 意見募集方法の概要

（1）意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

（2）意見提出期間

平成23年6月3日（金）～平成23年7月4日（月）

（3）意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

（1）意見提出件数

9件（内訳：個人5件、NPO・NGO2件、企業1件、地方公共団体1件）

（2）意見数

52件

地域連携保全活動の促進に関する基本方針(案)に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

意見番号	章	項	目	該当箇所	頁	意見の要約	件数	対応の考え方
1	前文	—	—	前文	p.1	前文を修正すべき。例えば、 1. 多種多様な生物→多種多様な生物・生態系(第1節1行目) 2. 地域固有の財産をうまく→地域固有の財産を守り、うまく(第2節2行目) 3. 開発等の人間活動→開発等、人間の経済・軍事活動(第3節1行目) 4. 「地域の活性化」と「生物多様性の保全」の順番を入れ替える(第4節)	1	1、2、3については、本案文章中においてご意見の意味が既に含まれております。4. について前後の文章の流れから、原案のままとします。
2	1	1	(2)	「地域連携保全活動」とは	p.2	「バイオマス等の地域資源を活用した新たな産業」を、「地域連携保全活動」に含むことを明記してほしい。	1	生物多様性を保全する活動から生じるバイオマスを有効活用することは、経済的価値を生み、地域の活性化につながることで期待されるため、地域連携保全活動を持続的なものとするために重要であるという旨は第1章3節(5)や第4章第1節(3)に記述されております。
3	1	1	(2)	「地域連携保全活動」とは	p.2	「農林漁業や自然とのふれあいの場の創出の一環として」は意味がわかりにくいので、削除。	1	本記述は、例えば、生態系の保全を重視した農業や豊かな海を育む森づくり、生物多様性を意識した緑地づくりなど生物多様性の保全につながる活動を意図として記述しており、原案のままとします。地域連携保全活動に関する具体的な例示については手引きで分かりやすく記載します。
4	1	1	(2)	「地域連携保全活動」とは	p.3	サンゴ礁の保全活動の記載について、藻場、干潟、サンゴ礁に迫る最大の脅威である開発行為を取り除くことが必要。ボトムアップの活動では限界があるので、県や国に対処してほしい。	1	本案では、地域連携保全活動の例示として、サンゴ礁の保全活動を挙げているところです。
5	1	2	(1)	生物多様性保全の推進と豊かな暮らしの源泉	p.3	「生態系サービス」という言葉に違和感があるため、削除または用語の見直しを検討すべき。	1	環境白書や生物多様性国家戦略2010において広く使用しているため、このままとします。
6	1	3	(2)	地域の特性に応じた活動	p.4	幅広い地域民の参加活動が出来るように、地域のリーダーを育てる仕組みも必要。	1	ご指摘を踏まえ、第5章2地域連携保全活動支援センターにおいて本案を修正します。 P.17 「また、地域の自然や行おうとする活動に関する知識や経験を有する専門家等を紹介できるような仕組みづくりの他、地域に根ざした活動を担う人材の育成も期待されます。」

意見番号	章	項	目	該当箇所	頁	意見の要約	件数	対応の考え方
7	1	3	(4)	科学的な視点に立った活動の推進	p.5	「市民勉強会などの推奨」などの活用についての記述を加えること	1	地域連携保全活動に際して有効なことの例示として、行動計画作成の手引きにおいて記載を検討します。
8	1	3	(4)	科学的な視点に立った活動の推進	p.5	地域の専門家では知識に限られるため判断を誤ることもある。専門家意見も国や他県と連携できるような仕組みが必要。	1	本案において、地域連携保全活動に関わる専門家については地域内、地域外の両者がいることを踏まえて記述しています。地域に左右されずどのような専門家と連携すべきか、地方公共団体に設置される支援センターと国が連携して情報を共有できるよう努めます。
9	1	3	(5)	経済的な価値を生み出す工夫	p.5	地域経済を重視するあまり、生物多様性が損なわれないよう活動計画を練るべき。	1	活動計画の作成の際に、NPOや地域住民、事業者などの多様な主体が参画し、合意を図りながら行われることで、バランスのとれた計画の策定が図られるものと考えています。
10	2	1	(1)	市町村	p.6	活動計画は、「市町村が作成するもの」ではなく、「(市町村が事務局となって組織した)協議会が作成するもの」との位置づけを明確にすべき。	1	活動計画の策定主体は法第4条で定められた事項であり、原案のままとします。
11	2	1	(1)	市町村	p.6	関心を持つ市町村がどれくらいあるのか心許ない現状。環境省がリーダーシップをとって市町村の関心を引き出し、動ける状況を作ってほしい。	1	農林水産省や国土交通省と連携し、活動計画策定の手引きやホームページを通じて、優良事例の紹介等を行い市町村への情報提供に努めます。
12	2	1	(2)	都道府県	p.7	これまで都道府県が希少生物の保全等へ主体的に関与してきた経緯も踏まえ、当活動についても積極的かつ直接的な関与を促すことが必要。	1	ご指摘を踏まえ、本案を修正します。 P.7 「都道府県は、各地域における地域連携保全活動の円滑な実施を促進するため、市町村や特定非営利活動法人等、地域の多様な主体に対する地域連携保全活動に関する情報提供や技術的な助言等の必要な援助を行う等の役割を担います。都道府県が主体的に行ってきた取組や成果を活かし、市町村が行う地域連携保全活動と積極的に連携することが望まれます。」
13	2	1	(2)	都道府県	p.7	都道府県の役割に、「企業と地域との連携促進の支援、仲立ち」の趣旨を加えてほしい。	1	ご指摘の箇所に記載している支援センターについては、P17第5章2地域連携保全活動支援センターにおいて、企業を含む多様な主体間の連携や協力のあっせんを行う拠点の確保について記載しているところです。
14	2	1	全般	地方公共団体の役割と施策	p.6～7	生物多様性の観点から活動計画を積極的に取り組む人材の育成が急務。	1	ご指摘を踏まえ、第5章2地域連携保全活動支援センターにおいて本案を修正します。 P.17 「また、地域の自然や行おうとする活動に関する知識や経験を有する専門家等を紹介できるような仕組みづくりの他、地域に根ざした活動を担う人材の育成も期待されます。」

意見番号	章	項	目	該当箇所	頁	意見の要約	件数	対応の考え方
15	2	2	—	国の役割と施策	p.7	生物多様性の保全の担い手である市民・NPOから発意・提案によって作成される保全活動計画を最大限活かすために、地方自治体の主体的な協力が不可欠であり国の支援策をより明確にするとともに、国家戦略等の評価指標としても位置づけ、成果や課題を公にしていけるべき。	1	前者のご意見に関して、本基本方針は生物多様性の保全活動を促進する際の方向性や配慮すべき点などを記載するものであり、具体的に施策の支援策や法の運用状況については、ホームページで情報提供に努めます。後者の生物多様性国家戦略に対するご意見に関しては、今後の参考とさせていただきます。
16	2	2	—	国の役割と施策	p.7	土地所有や税制措置など保全活動の現場にかかわる現状課題に対して、国の役割として政策的対応を明記すること。	1	既に法(附則第3条)に規定されている事項のため、原案のままとします。
17	2	2	—	国の役割と施策	p.7	国の支援の具体的な実施のプロセスが見えない。	1	基本方針には、個々の支援の実施計画を記載できませんが、ホームページなどを通じて情報提供に努めていきます。
18	2	3	(4)	企業等の事業者	p.8	事業者に期待する活動を記述する際には、まず第1に事業者が所有・管理する土地を科学的な裏付をもって生物多様性に配慮した土地としていくことを記すべき。	1	ご指摘を踏まえ、本案を修正します。 P.9 「社員等による作業への参加、活動に対する各種支援、専門的な技術の提供や指導、経済的な価値が生まれるようなアイデアの提供、所有する土地における主体的な活動の実施等の役割を担うことも期待されます。」
19	2	3	全般	多様な主体に期待される役割	p.7～9	日常生活に係る商品等の生産から消費の中で生物多様性の保全や地域連携保全活動が価値付けされていく必要があり、多様な主体にもその役割が求められるため、農林漁業の産物に、地域連携保全活動がその商品価値を高めるブランド化や消費に貢献する役割もあることを位置づけること。	1	ご指摘を踏まえ、本案を修正します。 P.6 「そして、地域の多様な主体と国民一人一人には、各地で行われる地域連携保全活動に参加することを通じて、自ら生物多様性の保全と地域の活性化を図っていくことが期待され、それぞれが積極的に、かつ有機的に連携して、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。その他に、例えば、都市住民による、農山漁村等における地域連携保全活動への参加や、生物多様性の保全に配慮した商品の購入等を通じて居住地域以外における活動に貢献することも期待されます。」
20	2	3	全般	多様な主体に期待される役割	p.7～9	地域住民やNPOが、保全活動計画におけるモニタリングや効果・進捗の評価においても重要な役割を担っていることを明記すること。	1	ご指摘を踏まえ、本案を修正します。 P.8 「これまでの活動経験や地域の自然に関する知識を活かして、活動計画の案の提案や協議会への参加等を通じて、活動計画の作成段階から実施、成果を確かめるための調査に至るまで積極的に関わることや、活動の実施面における中心的な役割を担うことが期待されます。」
21	2	3	全般	多様な主体に期待される役割	p.7～9	多様な主体の活動を他府県との連合も視野に入れ、広域地域レベルで活動を支援する体制が必要。	1	ご指摘の点については、本案第2章1(2)及び2の都道府県の役割と国の役割の部分において記述しています。

意見番号	章	項	目	該当箇所	頁	意見の要約	件数	対応の考え方
22	3	1	(1)	作成過程への多様な主体の参加の促進	p.10	縦割り行政や協議会の意思疎通によるトラブルが起きないように連絡調整と情報の公開が大事。	1	本案第3章1(1)において、行政分野を超えて連携を図ること及び活動計画作成過程における情報の公開について記述しているところです。
23	3	1	(1)	作成過程への多様な主体の参加の促進	p.10	「都市行政」の意味が不明。「農林水産行政」や「環境保全行政」と並べるのはおかしい。「土木建設行政」「観光行政」とした方がいい。	1	地域連携保全活動に関連性の深い行政分野の一つとして、都市計画や都市公園などの業務を担う分野であり、原案のままとします。
24	3	1	(2)	NPO等による提案の取入れ	p.10	事業者側から市町村への活動計画案の提案が出来ることを基本方針の中で明確にすべき。	1	活動計画案の提案を行う者については、主務省令において定めるため、原案のままとします。
25	3	1	(2)	NPO等による提案の取入れ	p.10	NPO等による作成の提案への自治体の判断基準の考えやプロセス、生物多様性保全の重要地域では積極的に採用するなどの要件を明確にすること。	2	法第4条第4項の規定は、提案者の提案がなされた市町村においてNPO等からの提案が計画に反映されない場合に、提案に対する対応の内容を市町村が提案者に対して明らかにすることで、提案者が提案の内容を工夫し、再提出することができるようにし、提案者と市町村の互いの意思疎通を図ることを促し、計画策定を促進することを目的に定められたものです。 なお、計画策定の手引きには、提案を行い易く、また、提案を受けた計画が作りやすいような工夫のポイントを示す予定です。
26	3	1	(2)	NPO等による提案の取入れ	p.10	提案の書式の簡略化や提案窓口を分かりやすくし、市民が参加しやすい場を整備してほしい。	1	提案のために定めた書式はありません。市町村の提案窓口は、その市町村の体制や計画の内容によって一律ではありませんので、総合窓口や提案の内容と関連の深い部署へ相談いただくようお願いします。
27	3	1	(3)	地域の自然的・社会的条件の反映	p.11	活動計画作成にあたり、地域の人材を活用してほしい。	1	本案においても、その視点を持って各所に記述しているところです。例)第1章3(2)地域の特性に応じた活動、第2章3(1)及び(3)など
28	3	1	(4)	各種計画等との調査、関係者との調整	p.11	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動等に関する法律(以下、法)附則第3条第2項に規定する「必要な措置」について明記すべき。直ちに記載できない場合は、目標時期を明らかにして早急に検討することが必要。	1	本案は法第3条の規定に基づき定めるものであり、法の附則第3条第2項に規定する必要な措置については、法律を含む制度に関して、今後検討すべき事項として掲げられたものであるため、基本方針の記載対象としていません。
29	3	1	(4)	各種計画等との調査、関係者との調整	P11(4)、P15(2)	生物多様性の保全が様々な施策へ組み込みこむために、①保全活動計画は既存の行政計画に調和・調整させることを前提としないこと ②協議会には部局が横断的に関与し波及効果をもたせること。	1	①については、他の既存計画においては、それぞれが行政目的を持っており、それらを尊重する必要があることから、既存計画との調和は必要な事項であるためこのままとします。②については、第3章1(1)に記載しており、ご指摘のような波及効果も期待しています。
30	3	1	(4)	各種計画等との調査、関係者との調整	p.11	関係者の同意を得る調整を何処がするのか明確にすべき。	1	関係者の調整は、作成主体となる市町村が主体となりますが、調整の場として協議会を活用することがを想定されます。

意見番号	章	項	目	該当箇所	頁	意見の要約	件数	対応の考え方
31	3	1	(5)	活動計画の評価と柔軟な見直し	p.11	活動内容を市民に公表することが多様な主体の参加を図ることに繋がるが、その公表の仕方が不明である。	1	策定した活動計画の公表に努めることについて、法に定められており、公表の媒体は広報やホームページなど様々な考えられます。
32	3	2	(1)	区域	p.12	対象区域は生物の行動範囲や分布範囲を主眼とし、水系の流域を考慮にいれた複数の市町村に跨る区域設定が必要。	1	第3章2(1)において、区域設定の考え方と複数の市町村が共同して活動計画を作成できるよう記述しているところです。
33	3	2	(5)	計画期間	p.13	目標達成を考えると複数年度の期間設定が必要。	1	第3章2(5)において、活動計画の目標を達成するために必要な期間を設定する旨記述しており、必要に応じて複数年度の期間設定が可能になっています。
34	3	2	全般	地域連携保全活動計画の内容	p.11	地域外の人（観光客、長期滞在者、外国人など）から発信される情報、調査も必要。	1	本案にある情報収集には、地域に関する情報の中にご指摘の事項も含まれております。
35	3	2	全般	地域連携保全活動計画の内容	p.11～1	活動計画に求められる内容として、①対象区域の生物多様性とその圧迫要因・根本原因についての現状分析、活動の内容として②圧迫要因に対して取り得る活動内容、③活動の実施状況と保全の成果(保全対象の状態)を評価するための具体的指標、④体制と役割分担、資金調達の方法などについても加えること	1	基本方針には、法第3条第2項の規定に基づく活動計画に関する基本的事項を定めることとされています。ご指摘の内容は、より効果的に活動を実施するための工夫するポイントとして、計画策定の手引きへの記載を検討します。
36	3	3	(1)	自然公園法等の各法律の特別措置に係る協議	p.13	環境保全・保護に関する既存の法律の問題点を洗い出し、現状に即した法体系へ改良を行ってほしい。保全・保護されるべき地域等に法が適用されていない場合も多々あることから、その洗い出しと保全・保護区の設定等を行うべき。	1	基本方針は生物多様性の保全活動を促進する際の方向性や配慮すべき点などを記載するものであり、保護区の指定に関して記述はできませんが、今後の参考とさせていただきます。
37	3	3	(2)	市町村森林整備計画との適合	p.13	森林整備計画は生物多様性の保全を前提に策定されておらず、計画自体が生物多様性を破壊してきた例も少なくない。活動内容をこの計画に適合させる必要が理解できない。	1	該当の記述については、地域連携保全活動計画に基づく立木の伐採について、森林法に基づく手続きを不要とする本法第4条第11項及び第10条の規定について、法制上注意すべき事項を説明したものです。
38	4	2	—	社会資本整備との調和	p.16	自然を保全することが社会資本整備であって、保全、再生、創出においては保全が重視されるべきである。社会資本整備の担当である国土保全行政や土木建設行政をこの活動の中に組み込み、事業当初あるいは開始以前からの徹底した情報公開と市民社会や他の行政部門との意思疎通、協働を行うことをここに明確に書き込むべき。	1	ご指摘を踏まえ、第4章2社会資本整備との調和において本案を修正します。
39	4	全般	全般	農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項	p.15,16	過去の事例からみると、生物多様性を強行に押し出す事が出来ない環境省を危惧。	1	第4章は、地域連携保全活動が農林漁業や社会資本整備と深い関わりを持つことが想定され、円滑に活動を実施するために、周辺地域の農林漁業等と良好な関わり合いを保ちつつ、調和を図りながら行われるよう、計画の作成や実施において配慮すべき事項を示したものです。

意見番号	章	項	目	該当箇所	頁	意見の要約	件数	対応の考え方
40	5	1	(1)	協議会の組織化・構成員	p.17	協議会構成員は活動計画を作成したメンバーと地域を知り活動可能な人物、学識のあるあらゆる立場の専門家が考えられる。	1	協議会の構成については、法第5条第2項において記述しているところです。
41	5	2	—	地域連携保全活動支援センター	p.17	保全活動がまだ十分にはない地域について、自然観察会や市民参加型調査、保全計画づくりなど保全活動の人材の育成・確保・継承を支援すること。	2	ご指摘を踏まえ、第5章2地域連携保全活動支援センターにおいて本案を修正します。 P.17 「また、地域の自然や行おうとする活動に関する知識や経験を有する専門家等を紹介できるような仕組みづくりの他、地域に根ざした活動を担う人材の育成も期待されます。」
42	5	2	—	地域連携保全活動支援センター	p.17	地域の自然を知り活動経験を有する専門家や保全活動を支援する行政担当官の常駐が必要。	1	本法では、関係者間の連携・協力のあっせん、活動に関する知識を有する者の照会や情報の提供・助言を行う拠点を有する機能の確保に担う体制の確保に関して記述しているところです。
43	—	—	—	その他	—	この基本方針を最大限活用し、様々な主体と協働して、21世紀の新しい都市像、ライフスタイル、地域づくりに取り組みたい。大都市内の自然環境の保全のみならず、都市の外部環境に対する負荷を極力抑えていくような仕組みを計画の中では模索していきたい。	1	—
44	—	—	—	その他	—	COP10議長国の取り組みとして、法案が出来、今年から施行されることを評価。	1	—
45	—	—	—	その他	—	法案の名称が長く分かりにくいので検討すべき。	1	法律名は法の成立の際に定まったものです。略称を用いて普及に努めます。
46	—	—	—	その他	—	企業からの土地の寄付や相続される土地の寄付を受け入れられるよう、税制上の優遇措置を用意すべき。	1	税制の優遇措置は個別の法制度に関することであり、基本方針に直接記述することはできません。
47	—	—	—	その他	—	多様な主体のそれぞれの内実や実態、互いの関係性を踏まえた共通の基盤を作るべき。縦割り行政と言われる行政間の壁を取り除く役割を環境省が積極的に担い、その姿勢を各都道府県・市町村に共有してほしい。	1	環境省、農林水産省、国土交通省と協力して、現場でも連携を図って参ります。
48	—	—	—	その他	—	国の責任や役割を明確化すべき。	1	法第14条や本案第2章2等において国の役割を記述しております。
49	—	—	—	その他	—	具体的なイメージがわく先行事例を紹介する手引きなどの文書の作成をしてほしい。	1	現在作成している活動計画の策定の手引きやホームページを通じて、事例の紹介を行ってまいります。
50	—	—	—	その他	—	3.11から学んだことを基本方針に取り入れてほしい。	1	地域の特性に応じ、自然に順応した形で培ってきた知恵を暮らしに活かすことが、災害に対処し暮らしの安全を図ることにつながるということについて、前文に記述しているところです。

今後のスケジュールについて

平成 22 年

12 月 生物多様性保全活動促進法の公布

平成 23 年

1 月～3 月 意見交換会（那覇、熊本、札幌、仙台、大阪、名古屋、東京、高松、岡山）

1 月 19 日 第 1 回検討会（論点整理）

2 月 17 日 第 2 回検討会（骨子の検討）

3 月 22 日 第 3 回検討会（素案の検討）

6 月 3 日 基本方針のパブリックコメント（～7 月 3 日）

7 月 14 日 生物多様性保全推進支援事業の公募（～8 月 4 日）

7 月 29 日 政令（施行期日）の閣議決定

8 月 2 日 第 4 回検討会（とりまとめ）

8 月下旬 生物多様性保全推進支援事業の決定・公表

9 月 省令の公布

基本方針の策定・公表

地域連携保全活動計画作成の手引き（仮）の公表

10 月 1 日 生物多様性保全活動促進法の施行

予定